

第6回 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

平成24年12月26日（水）15時～16時

2 場所

市役所 議会棟5階 第2委員会室

3 出席者

（委員）

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：山崎菊雄、高田政廣、安田勇
- ・公募による市民：稲田義宏、栃木達三、中川雄二
- ・市職員：良豊博、坂田さゆり、荒木和美

※ 敬称略

（事務局）

荻野次長、幸西係長、山元、丹野

4 次第

寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書(案)に対する意見への対応等について

5 会議内容

(1) 寝屋川市みんなのまち基本条例検証結果提言書(案)に対する意見への対応等について

① 提言書(案) P6 11行目

『条文前文に「防災・防犯」、「命と財産」に関わる事項を記載する』という意見について

<委員の主な意見>

現行条文のままでよい

- ・ 参議院法制局法制執務コラムにおける、児童虐待（DV）防止法の改正について、本法律の制定当初は、DVとは「身体的暴力」を意味するものであったが、平成16年の法改正では、「精神的暴力」も意味することになったことから、DVそのものの考え方が変わり、前文の改正に至ったものである。本条例の場合、考え方そのものが変わるような改正ではないことなどから、現行のままでよいのではないかと考える。
- ・ 「安全・安心」については、本文で新たに条文を追加することから、前文はそのままよいのではないかと考える。
- ・ 前文は条例制定当初の考え方を高らかにうたう文章であることから、社会情勢に応じてその都度変更する必要はないと考える。

変更した方がよい

- ・ 本条例が施行されてから5年の間で、私たちは東日本大震災を経験し、市政において危機管理や災害に対して改めて取り組んでいかなければならないと認識し、その結果、本条例にその内容の条文を追加しようとなった。本条例に足りない部分を補足することから、前文を修正することは決しておかしいことではないと考える。
- ・ 「安全・安心」に関しては、本条例を施行した5年前とは違うことから、今回検証し、前文への追加に至ったと理解している。

＜確認した事項＞

- ・ 条例前文について再度審議した結果、本条例に足りない部分を補足する必要があるれば前文であっても改正してもよい、という意見があったが、前文は制定当初条例の趣旨を高らかにうたう文章であり、条例の考え方そのものは変わっていないことから、現状のままとする。

② 提言書（案） P16 21 行目

『市民以外の人々との連携、協力が重要であることから第4条にその旨の条文を追加する』という意見について

<確認した事項>

- ・ 本条例で定義されている市民以外の人々との協働・連携を趣旨とした条文を追加することについて再度確認した結果、様々な人々と連携することは当然であること、本条例は、本市に住み、働き、学び、活動する人や団体等が相互に協働していくことを基本として考えるべきであること、本条例の構成上のバランスなどから、第4条は現行条文のままとする。